

# 『玉掛け技能講習』

つり上げ荷重又は制限荷重1トン以上のクレーン等で玉掛け作業を行う場合、玉掛け技能講習を修了した資格を持っていることが必要です。当協会では労働災害防止を図るため、知識・技能習得の講習会を下記のとおり開催致します。なお本講習は、福岡労働局長登録教習機関の(公社)福岡県労働基準協会連合会に委託しております。

## 1. 日程(3日間)

第1回	2020	5月 7日～ 9日(木～土)	第4回		11月 9日～11日(月～水)
第2回		7月13日～15日(月～水)	第5回	2021	3月15日～17日(月～水)
第3回		9月23日～25日(水～金)	第6回		
会場	3日間とも(公社)福岡県労働基準協会連合会 戸畑会場(戸畑区中原46-1)				
時間	講習開始約1週間前に送付する受講票で確認願います。				

## 2. 時間、区分

区分	時間	所持する資格、経験等
①	15H	クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置運転士免許所持者、床上操作式クレーン、小型移動式クレーン技能講習修了者
②	16H	クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚貨装置で吊上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上のものの玉掛けの補助作業の業務、又は制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛け業務に6カ月以上の経験がある方(実務経験の事業主証明が必要)
③	19H	上記以外(全科目受講)の方
④	19H	高校生の方(在学を証明できる書類が必要です)

## 3. 受講料・テキスト代(消費税込み)(単位:円)

区分	時間	受講料	テキスト代(税込)	受講料合計(税込)
①	15H	19,250	1,650	20,900
②	16H	20,900		22,550
③	19H	23,100		24,750
④	19H(高校生)	17,600		19,250

講習には、講習科目(時間数)以外に、学科・実技講習ともに修了試験があります。

## 4. 申込み方法

- ・若松労働基準協会にて定員の空き状況を確認の上、先に電話でご予約願います。
- ・技能講習受講申込書に必要事項を記入の上、①～③を添えて若松労働基準協会へお申込み下さい。  
(受講申請書は当協会のホームページ上にあります)
  - ① 証明写真1枚(正面・無帽・無背景・不鮮明な写真不可・縦30mm×横24mm)の裏面に氏名を記入して、申請書に貼付けしてお申込み下さい。
  - ② 記載事項確認書のコピー
  - ③ 講習一部免除の方は、それを証明する資格証のコピー。  
講習一部免除の資格証や修了証は、原本を講習初日の受付時に確認させていただきますので、必ずご持参し提示願います。講習期間中に確認できない場合は、受講不可となります。
  - ④ 受講票等は、受講料振込みを確認後、受講日1週間前を目処に送付致します。  
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しは致しませんのでご了承下さい。  
※ 申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては講習会以外での利用は致しませんのでご了承ください。

## 5. 受講申込及び振込先等

公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 若松支部(若松労働基準協会) 〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階 TEL: 093-751-6563、FAX: 093-863-6567 受講料振込先: 北九州銀行若松支店(普通預金) NO.6149469 口座名: 公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 若松支部 (振込手数料は貴社にてご負担願います)
---

# 玉掛け実務経験証明

補助作業の期間：S・H・R \_\_\_\_年\_\_月\_\_日～S・H・R \_\_\_\_年\_\_月\_\_日

クレーンの種類：天井・移動式・デリック・揚貨装置・床上・小型移動式

形式：つり荷重\_\_\_\_トン～\_\_\_\_トンのクレーン

荷の種類及び形状：\_\_\_\_\_

※玉掛け作業者の氏名：\_\_\_\_\_の補助作業をした。

※上記有資格者の修了証等コピーを下欄に貼付

玉掛けの補助作業の実務経験は、上記の通り相違ありません。

受講者氏名：\_\_\_\_\_ (印)

※本人直筆の場合は捺印不要

上記の申請者が玉掛けの補助作業の実務について証明いたします。

年 月 日

事業所名：\_\_\_\_\_

所在地：\_\_\_\_\_ (印)

事業者職氏名：\_\_\_\_\_ (印)

※自己証明不可

注1) クレーン等の種類又は形状とは、天井走行クレーン、ジブクレーン、橋形クレーントラッククレーン、ホイールクレーン等をいう。

注2) 荷の種類とは、一般的な名称（鋼材、コンクリート、木材等）

荷の形状とは、鋼板、鋼管、棒鋼、形鋼、鋼材加工品、ヒューム管、PC杭、機械部品、電気部品、その他などをいう。

玉掛け作業有資格者の修了証等コピー貼付欄  
(貼付無い場合、16H区分の受講はできません)